【平成20年6月13日法律第65号改正後】

**第百九十八条の六**　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条の二第一項から第三項まで、第三十三条の三、第五十九条の二第一項若しくは第三項、第六十条の二第一項若しくは第三項、第六十六条の二、第六十七条の三、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三又は第百五十六条の二十四第二項から第四項までの規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第三十八条第一号又は第六十六条の十四第一号イの規定に違反した者

三　第四十六条の二（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十六条の十六又は第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

四　第四十六条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第一項、第百五十五条の五又は第百五十六条の三十五の規定による報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出した者

五　第四十六条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第二項又は第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第六十六条の十七第二項若しくは第六十六条の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

七　第四十六条の六第一項、第六十三条第二項若しくは第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八　第五十条の二第一項若しくは第七項又は第六十条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九　第五十条の二第六項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十　第五十六条の二、第六十条の十一、第六十三条第七項、第六十六条の二十二、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六又は第百六条の二十の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十一　第五十六条の二、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二　第六十条の十二第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三　第六十条の十二第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四　第六十三条第五項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十五　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第百九十八条の六　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条の二第一項から第三項まで、第三十三条の三、第五十九条の二第一項若しくは第三項、第六十条の二第一項若しくは第三項、第六十六条の二、第六十七条の三、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三又は第百五十六条の二十四第二項から第四項までの規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第三十八条第一号又は第六十六条の十四第一号イの規定に違反した者

三　第四十六条の二（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十六条の十六又は第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

四　第四十六条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第四十九条の三第一項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第一項、第百五十五条の五又は第百五十六条の三十五の規定による報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、書類若しくは書面を提出した者

五　第四十六条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第二項又は第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第六十六条の十七第二項若しくは第六十六条の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

七　第四十六条の六第一項、第六十三条第二項若しくは第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八　第五十条の二第一項若しくは第七項又は第六十条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九　第五十条の二第六項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十　第五十六条の二、第六十条の十一、第六十三条第七項、第六十六条の二十二、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六又は第百六条の二十の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十一　第五十六条の二、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二　第六十条の十二第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三　第六十条の十二第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第五十六条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四　第六十三条第五項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十五　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第六十九条、第八十二条、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

（二～四　新設）

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十五第一項、第百五十五条の五又は第百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条、第五十二条第三項若しくは第六十六条の十六の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六又は第百六条の二十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第六十九条、第八十二条、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十五第一項、第百五十五条の五又は第百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条、第五十二条第三項若しくは第六十六条の十六の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六又は第百六条の二十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四、第百八十五条の五又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第六十九条、第八十二条、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十五第一項、第百五十五条の五又は第百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条、第五十二条第三項若しくは第六十六条の十六の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六又は第百六条の二十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第六十九条、第八十二条、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十五第一項、第百五十五条の五又は第百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条、第五十二条第三項若しくは第六十六条の十六の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六又は第百六条の二十の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条、第百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条、第百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十五、第百五十六条の三十四又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十四の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十四の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十四の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十四の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十四の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百九十八条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十四の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四　第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六　第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七　第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八　第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十　第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

第百九十八条の四　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三十条、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

（三～六　新設）

三　第五十五条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第五十五条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（九、十　新設）

五　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

六　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】

（改正後）

第百九十八条の四　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三十条、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十五条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第五十五条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

六　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

第百九十八条の四　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三十条、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十五条又は第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

六　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【平成9年12月10日 法律第117号】

（改正後）

第百九十八条の四　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三十条、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第五十五条又は第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

六　第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（改正前）

（新設）